

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 よこた福社会

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者（障がい者）の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のためにあらゆる措置を講じなければならない。

社会福祉法人よこた福祉会では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者（障がい者）虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本方針を策定し、全ての職員が本方針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える、またはそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレスト）

意図的であるか結果的であるかを問わず、行うべきサービス・介助等の提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または、利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※ 【高齢者の虐待類型（例）】を別紙 1 に示す。

3. 虐待防止委員会その他の法人内組織に関する事項

当法人では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたり『よこた福祉会虐待防止委員会』を設置するとともに、各事業所・施設に「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」として、虐待防止受付担当者・虐待防止責任者・総括虐待解決責任者を定め、利用者（家族・身元引受人を含む）にあらかじめ説明しておくこととする。

※ 【苦情解決及び虐待防止のための仕組みについて】を別紙 2 に示す。

『よこた福祉会身体拘束廃止委員会』や『よこた福祉会オンブズマン制度』等、関係す

る職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的におこなう場合がある。

『よこた福祉会虐待防止委員会』の設置の目的、構成、開催、協議内容、開示、記録等については、【よこた福祉会虐待防止委員会設置要綱】 別紙 3 に定める。

4. 虐待防止のための職員教育に関する基本方針

当法人の全職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、『よこた福祉会虐待防止委員会』で内容を協議し、年2回以上研修を行うものとする。

また、新入職員に対しては必ず研修会で基礎的な内容等を伝えるとともに、配置された事業所・施設の人事考課者がOJTの一環として指導をおこなうものとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに奥出雲町報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合は、奥出雲町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って虐待防止受付担当者（以下、「担当者」という。）が相談窓口となる。なお、虐待者が担当者であった場合には、虐待防止責任者・総括虐待解決責任者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所・施設内で虐待等が発生した場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所・施設内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、全職員は日頃から虐待の早期発見に努め、当法人独自のオンブズマン・第三者評価委員等の意見も参考にする。
- (5) 事業所・施設内において虐待等の事案が発生した場合には、速やかに『よこた福祉会虐待防止委員会』を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じ関係機関に通報する。

7. 成年後見制度等の支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じ行政機関等の窓口、社会福祉協議会、身元引受人等との連携し成年後見制度の利用を支援

する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が受付内容を苦情解決責任者に報告し、必要な対応をおこなう。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。相談の結果は、相談者に必ず報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるように掲示やホームページに公開するとともに、相談窓口担当者がわかりやすいよう重要事項説明書に 別紙 2 を添えてあらかじめ説明をする。

10. その他虐待防止推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。